

地質・土質調査業務共通仕様書変更対照表

改正後：令和6年6月27日土技第427号（令和6年7月1日適用）

改正前：令和5年6月1日土技第321号（令和5年7月1日適用）

地質・土質調査業務共通仕様書

（土技第321号 令和5年6月1日）
（土技第427号 令和6年6月27日）

令和6年7月
沖縄県土木建築部

地質・土質調査業務共通仕様書

（土技第841号 平成4年3月2日）
（土技第321号 令和5年6月1日）

令和5年7月
沖縄県土木建築部

地質・土質調査業務共通仕様書変更対照表

改正後：令和6年6月27日土技第427号（令和6年7月1日適用）

改正前：令和5年6月1日土技第321号（令和5年7月1日適用）

第103条 受発注者の責務

34. 「書面」とは、~~打合せ簿等の帳票をいい~~、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、~~行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）~~、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第503条 成果物

(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、~~JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」~~及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第515条 成果物

(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙 ~~JGS1314~~、~~報告書用紙の JGS1614~~ によるものとする。

第102条 用語の定義

34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第503条 成果物

(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第515条 成果物

(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1614 によるものとする。